



# 山形県公報

平成24年4月27日(金)  
第2338号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉企画課) ……552
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……同
- 農業振興地域の区域の変更……………(農政企画課) ……553
- 地方卸売市場における開設の業務に係る営業の譲渡の認可……………(新農業推進課) ……同
- 地方卸売市場における卸売の業務に係る営業の譲渡の認可……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……554
- 同……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(用地課) ……同
- 同……………(同) ……555
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定の変更……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき人の名称の変更……………(会計局) ……556

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程……………557

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……558
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同
- 同……………(企業局) ……同
- 同……………(新庄病院) ……559

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地  | 廃止年月日       |
|-----------|-------------|-------------|
| エール薬局米沢東店 | 米沢市東三丁目9番6号 | 平成24. 3. 31 |

### 山形県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称           | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|---------------------|----------------------------------|-------------------|------------|
| 特別養護老人ホームさくらホーム山形   | 介護老人福祉施設                         | 山形市嶋北三丁目14番24号    | 平成24. 4. 1 |
| 短期入所生活介護事業所さくらホーム山形 | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護         | 山形市嶋北三丁目14番24号    | 同          |
| 介護予防センターさくら山形       | 通所介護<br>介護予防通所介護                 | 山形市嶋北三丁目14番24号    | 同          |
| 居宅介護支援事業所さくらホーム山形   | 居宅介護支援                           | 山形市嶋北三丁目14番24号    | 同          |
| グループホームなな草          | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 鶴岡市外内島字石名田82番地23  | 同          |
| 小規模多機能型居宅介護施設米喜家    | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護   | 山形市大字前明石字京旦121番地1 | 同 4. 10    |

### 山形県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地       | 休止年月日       |
|------------------|---------------------|------------------|-------------|
| あすなる窪田デイサービスセンター | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 米沢市窪田町窪田1421番地 1 | 平成24. 3. 31 |

**山形県告示第478号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 上山市

## (1) 変更する地域の名称

上山農業地域

## (2) 変更後の区域

上山市行政区域のうち、次の図に示す区域

(次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び上山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山形県告示第479号**

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第7条第1項の規定により、地方卸売市場における開設の業務に係る営業の譲渡を次のとおり認可した。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 営業の譲渡の認可に係る地方卸売市場の名称及び位置

地方卸売市場株式会社丸勘山形青果市場

山形市大字十文字2160番地

## 2 譲渡人の名称及び代表者氏名並びに所在地

株式会社丸勘山形青果市場

代表取締役 佐藤明彦

山形市大字十文字2160番地

## 3 譲受人の名称及び代表者氏名並びに所在地

株式会社マルカン

代表取締役 佐藤明彦

山形市大字十文字2160番地

## 4 認可年月日

平成24年3月27日

**山形県告示第480号**

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第7条第1項の規定により、地方卸売市場における卸売の業務に係る営業の譲渡を次のとおり認可した。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 営業の譲渡の認可に係る地方卸売市場の名称及び位置

地方卸売市場株式会社丸勘山形青果市場

山形市大字十文字2160番地

## 2 譲渡人の名称及び代表者氏名並びに所在地

株式会社丸勘山形青果市場

代表取締役 佐藤明彦

山形市大字十文字2160番地

## 3 譲受人の名称及び代表者氏名並びに所在地

株式会社マルカン  
代表取締役 佐藤明彦  
山形市大字十文字2160番地

- 4 認可年月日  
平成24年3月27日

#### 山形県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字寺津1410
- 3 認可年月日  
平成24年4月17日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
平成24年4月17日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第483号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
村山市、天童市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成23年9月13日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基盤地図情報整備）

**山形県告示第484号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、鶴岡市、酒田市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成23年11月29日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基盤地図情報整備）

**山形県告示第485号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年4月20日から平成25年3月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

**山形県告示第486号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び上市市役所において縦覧に供する。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道村総建第126号
- 2 指定の場所 上市市金生東二丁目12番8の一部、12番6の一部
- 3 道路の現況 幅員4.00メートル  
延長34.00メートル
- 4 指定年月日 平成24年4月20日

**山形県告示第487号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び上市市役所において縦覧に供する。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道第1845号
- 2 変更の内容

| 変更事項  | 変 更 前                       | 変 更 後                                            |
|-------|-----------------------------|--------------------------------------------------|
| 指定の場所 | 上市市鷺ヶ袋<br>228-1、228-5、226-3 | 上市市旭町二丁目<br>226-3の一部、226-4の一部、228-第1の一部、228-5の一部 |
| 道路の現況 | 幅員 6.00m<br>延長 44.50m       | 幅員 4.00～6.00m<br>延長 43.22m                       |

3 変更年月日 平成24年4月20日

**山形県告示第488号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称及び代表者氏名            |                                 | 売りさばき所の所在地             | 変更年月日       |
|-----------------------------|---------------------------------|------------------------|-------------|
| 変更前                         | 変更後                             |                        |             |
| 株式会社吉野屋<br>代表取締役 井上雄一郎      | 株式会社ハウスリンク不動産販売<br>代表取締役 井上 雄一郎 | 長井市高野町二丁目7番14号         | 平成24. 3. 14 |
| 社団法人山形県自家用自動車協会<br>会長 相馬 健一 | 一般社団法人山形県自家用自動車協会<br>会長 相馬 健一   | 山形市大字漆山字行段1422番地       | 平成24. 4. 1  |
|                             |                                 | 東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地2 |             |
| 社団法人山形県計量協会<br>会長 小林 信治     | 一般社団法人山形県計量協会<br>会長 小林 信治       | 山形市松栄二丁目2番1号           | 同           |

**企業局関係**

**規 程**

**山形県企業管理規程第7号**

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月27日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

**山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程**

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第49条第2項中「報告するとともに、当該収入の滞納者が所在不明の場合を除き、納入の義務が消滅した旨を納入義務消滅通知書（別記様式第48号）により滞納者に通知しなければ」を「報告しなければ」に改める。

第51条第2項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交際費及び食糧費 購入又は接待等の年月日及び主任者のその証明

第51条第2項第5号を次のように改める。

(5) 保管料 保管期間満了年月日及び主任者のその証明

第51条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第51条第2項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、同項第9号中「工事費」を「工事請負費」に改め、同号を同項第12号とし、同号の前に次の4号を加える。

(8) 筆耕翻訳料 業務完了年月日及び主任者のその証明

(9) 委託料 委託完了年月日及び主任者のその証明

(10) 使用料 使用年月日及び主任者のその証明

(11) 土地、家屋及び物件の賃借料 賃借期間満了年月日及び主任者のその証明

第55条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 鉄道、自動車、船舶又は航空機の利用に要する運賃又は運搬費

(2) 駐車場又は有料道路の利用に要する経費

第55条第2項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 自動車の借上げに要する経費

第55条第2項に次の1号を加える。

(14) 燃料類の購入において即時支払を必要とする経費

第101条及び第106条中「局長は、管理者の命を受けて」を「管理者は、」に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改める。

第140条第2項中「にかかわらず」を「にかかわらず、単価契約の場合、又は法令の規定により契約書を作成する必要がある場合を除き」に改め、ただし書を削る。

第145条第3号中「(公社、公団を含む。)」を削る。

別記様式第48号を次のように改める。

様式第48号 削除

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月27日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

#### 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第49条第3項第5号中「保管期間」を「保管期間満了年月日」に改め、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同項第10号中「工事費」を「工事請負費」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「賃借期間」を「賃借期間満了年月日」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 使用料 使用年月日及び主任者のその証明

第49条第3項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 筆耕翻訳料 業務完了年月日及び主任者のその証明

第53条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 鉄道、自動車、船舶又は航空機の利用に要する運賃又は運搬費

(2) 駐車場又は有料道路の利用に要する経費

第53条第2項第11号を次のように改める。

(11) 児童手当

第53条第2項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 自動車の借上げに要する経費

第53条第2項に次の1号を加える。

(15) 燃料類の購入において即時支払を必要とする経費

第54条第1項中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同条第3項中「子ども手当支給簿」を「児童手当支給簿」に、「子ども手当に」を「児童手当に」に改める。

別表第1資本勘定の項の表中「及び地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）第11条」を削る。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年4月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人万世森の子会
  - (2) 代表者の氏名  
堤 全隆
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町牛森4172番地の6
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、小学校児童を対象にした学童保育事業の実施を通じて、放課後及び休校時において保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の健全育成を援助するとともに、子育て家庭の支援を行い、豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
  - (1) A重油（日本工業規格K2205 1種1号） 32,000リットル
  - (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 351,000リットル
  - (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 93,000リットル
  - (4) 灯油（ドラム缶納入分） 21,000リットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成24年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
高橋石油株式会社 天童市大字高木787番地
- 5 落札金額  
1の(1)から(4)までごとに次のとおり。
  - (1) 87.15円
  - (2) 78.54円
  - (3) 78.54円
  - (4) 81.9円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年2月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月27日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 954,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5  
電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 平成24年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社細谷信吉商店 山形市薬師町二丁目17番4号
- 5 落札金額 36.75円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）第2条において準用する山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年2月14日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月27日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量 A重油 700キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課施設用度係  
山形県新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成24年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
野口鉱油株式会社 山形県天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり88.2円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年2月17日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                     | 正                    |
|------------|------------|-----|-------|-----------------------|----------------------|
| 平成24. 4. 1 | 号外（9）      | 32  | 下から17 | （区間）<br>山形市深町一丁目19番5号 | （区間）<br>山形市南館五丁目12番7 |
|            |            |     | 下から16 | （延長）<br>6,062         | （延長）<br>6,801        |

平成24年4月27日印刷  
平成24年4月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056